

次のとおり、「名寄市史（新市版）」編さん業務受託者選定について、公募型プロポーザル方式により実施するので、企画提案書の提出を希望する事業者を募集する。

令和6年3月5日

名寄市長 加藤 剛 士

1 業務名

「名寄市史（新市版）」編さん業務

2 業務概要

既刊「新名寄市史」（平成12年刊行）及び「風連町史第2巻」（平成11年刊行）以降における本市の発展の歴史を整理・記述するとともに、各分野における最新の成果を盛り込み編さんすることを目的とした「名寄市史（新市版）」編さん業務

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 参加申込期限

令和6年3月22日（金）午後5時必着

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ①自治体史やそれに準ずる社史・学校史等（以下「自治体史等」という。）の編集に精通し、進行管理や定期的な助言を行える者を確保できること。また、刊行後の資料の保管・活用等について助言できること。
- ②自治体史等の制作実績を3件以上有すること。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④公示日以降に、国及び地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
- ⑤国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び都道府県民税（法人税及び法人事業税）を滞納していないこと。
- ⑥名寄市に納税義務がある場合で、市税を滞納していないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生

法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている等、経営状態が著しく不健全でないこと。

⑧名寄市暴力団排除条例（平成 25 年名寄市条例第 26 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しないこと及び名寄市契約等における暴力団等排除措置要綱（平成 25 年名寄市告示第 1034 号）第 6 条による措置を受けていない者であること。

⑨次に定める届出の義務を履行している者（当該届出義務がない者を除く。）であること。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

6 手続等

(1) 名寄市史（新市版）編さん業務プロポーザル実施要領、各種様式等は、名寄市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 参加申込書類及び企画提案書類の提出方法、提出期限及び提出先については、実施要領を参照すること。

(3) 企画提案書は、1 事業者 1 提案とする。

7 連絡先

〒096-0063

北海道名寄市字緑丘 222 番地（名寄市北国博物館 2 階）

名寄市総務部市史編さん室

電話：01654-3-25856

FAX：01654-3-2575

E-mail：ny-kitahaku@city.nayoro.lg.jp